

犯罪の被害にあつた人などを支援します

～4月1日「渋川市犯罪被害者等支援条例」を施行～



市は、4月1日から「渋川市犯罪被害者等支援条例」を施行します。この条例は、犯罪被害者などへの支援に関する基本的施策とともに、市の責務や市民の皆さんなどの役割を定めています。

条例の目的や市の責務などをお知らせします。
詳しくは、**危機管理室(回②2130)**へ。

条例の目的

「渋川市犯罪被害者等支援条例」は、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や

軽減とともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、

市民などが安心して暮らす

ことのできる地域社会を実現することを目的としています。

市の責務

①相談支援体制の整備
②支援金の支給などの経済的支援
③日常生活を営むための支援

事業者の役割

「市民の皆さんなどの役割」に加え、従業員が犯罪被害者などになつた場合に、必要な支援を行うこと。

④居住を安定させるための支援

市民の皆さんなどの役割

①犯罪被害者などが置かれている状況や支援の必要性についての理解を深めること

②市の支援施策に協力すること

①相談窓口の開設

条例に基づき、危機管理室内に相談窓口を設置し、対面での相談のほか、電話やメールによる相談を受け付けます。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※閉庁日を除く

相談受付窓口 危機管理室

相談受付電話 ⑤8526

相談受付メール shimin-su-pport@city.shibukawagun-maj.jp(24時間受付)

③補助金の交付

犯罪被害者などの日常生活を支援し、経済的負担の軽減や居住の安定を図るために、補助金を交付します。

▽遺族支援金 30万円
▽重傷病支援金 10万円

②支援金の支給

犯罪被害者などの経済的負担を軽減するため、支援金を支給します。

支援金額

市が行う支援の内容

①相談内容に対する関係機関との連絡調整や一般的な助言など
②対面による相談を希望する場合は、事前に電話で予約してください

▽犯罪発生時に市民である警察署に被害届を出しているなど